

### 《サポートメンバー・マイページメンバーの登録について》

質 問	回 答	補 足
県外の事業者もメンバー登録できますか？	県内に主な拠点（本社・本店）を有する事業者に限らせていただきます。	ふじの国リフォーム支援センター（以下、リフォーム支援センター）は、その設立趣旨から、県内産業育成のため、県内に主な拠点（本社・本店）を有する事業者のみの登録となっています。
賛助会員は登録できますか？	正会員同様に登録可能です。 但し、県内に本社・本店のある事業者に限ります。	
マイページメンバーの登録料は、サポートメンバーの登録料とは別に支払わなければなりませんか？	マイページメンバー登録料だけです。	登録料については、別途掲載の「登録申込要領」でご確認ください。
年度の途中で、サポートメンバーからマイページメンバーに変更できますか？ その場合、登録料はどうなりますか？	変更届を建築士会に提出していただければ、年度途中でもマイページメンバーへ変更できます。 その場合は、サポートメンバーとマイページメンバーの差額分の登録料を建築士会に納めてください。	マイページメンバーからサポートメンバーへの変更も可能ですが、その場合登録料の差額はお返しできません。 登録料については、「登録申込要領」でご確認ください。

### 《情報入力について》

質 問	回 答	補 足
「静岡リフォーム相談の窓」への情報の入力はどうにすればよいのですか？	建築士会に申請された書類は、登録要件を満たしているか建築士会で審査され、リフォーム支援センターに提出されます。その後、リフォーム支援センターから、登録証・ID・仮のパスワードが会員の皆様に直接送られます。 そのID・パスワードを使い、専用のURLからご自分のページを開き、直接ご自分で情報を入力してください。	書類不備等で要件を満たさない場合は、建築士会から直接会員にご連絡いたします。  管理用URLは後日お知らせいたします。 入力が困難な場合は、リフォーム支援センターへご相談ください。  仮のパスワードは、情報保護のため、ご自分のものに変更してご利用ください。
情報入力等、HP「静岡リフォーム相談の窓口」に関する問い合わせはどこにしたらよいのですか？	入力や操作の方法などはリフォーム支援センター事務局にお問い合わせください。  TEL：054-202-5583	変更や辞退、支払いに関する事など、事務的な内容は建築士会本会事務局にお問い合わせください。  TEL：054-254-9381

《住宅瑕疵保険について》

質 問	回 答	補 足
住宅瑕疵保険の事業者登録は、誓約書の提出で終了するのでしょうか？	<p>誓約書は、事業者登録の手続きそのものではありません。</p> <p>現在、リフォーム支援センターで、住宅瑕疵保険法人の団体認定の準備を進めていますので、準備が整い次第手続きをお知らせします。</p>	<p>住宅瑕疵保険については、別途掲載の <b>住宅リフォーム瑕疵保険についての取扱い</b> をご確認ください。</p> <p><b>住宅瑕疵保険の問い合わせは ふじの国リフォーム支援センター にお願いします。</b></p> <p style="text-align: right;"><b>TEL : 054-202-5583</b></p>
住宅瑕疵保険の会社は限定されるのですか？	<p>特定の保険法人に限定しません。保険法人は5社ありますので、このうちの1社に事業者登録していただければ結構です。</p>	
住宅瑕疵保険の団体認定とはどういうことですか？	<p>リフォーム関連の団体との情報交換や技術促進などを目的に、各保険法人が団体を認定します。認定されますと、情報交換などに加えて保険料の割引などが受けられます。</p>	